

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地収用法により事業の認定をした件 七
- 道路の区域を変更する件二件 七
- 道路の供用を開始する件 七
- 一般競争入札を行う件 七
- 介護老人保健施設の開設を許可した件 六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 六
- 福島県教育委員会教育長 六
- 一般競争入札を行う件 六
- 正 誤 六
- 平成十九年十月三十日付け号外第七十三号中 七

告 示

福島県告示第百号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称 郡山市
- 二 事業の種類 農業集落排水資源循環統合補助事業(中山地区) 処理施設建設工事
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
 - 1 収用の部分 福島県郡山市熱海町中山字太田地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

れるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

農業集落排水資源循環統合補助事業(中山地区)処理施設建設工事(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体が設置する農業集落排水施設に関する事業であり、法第三十一条に掲げる事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業の施行に必要な予算措置に着手していることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

郡山市では、平成七年に策定した「郡山市第四次総合計画 きらめき二十一」における将来都市像である「水と緑がきらめく未来都市 郡山」の実現に向け、快適で安心して暮らせる生活環境の整備に努めている。

なかでも、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽施設については、これらの施設整備事業を一元化し、それぞれの特性、効率性、経済性を考慮しながら、適正な汚水処理施設の整備を進めている。

しかし、平成十七年に策定された「郡山市第四次総合計画 後期基本計画」における下水道整備に係る基本指標である平成二十一年度の汚水処理人口普及率九十％に対して、平成十八年度末における汚水処理人口普及率は八十一・六％となっており、汚水処理施設のさらなる整備推進に努める必要がある。

また、中山地区(以下「本地区」という。)は、生活雑排水を処理する合併処理浄化槽を設置している家屋が少ないことから、家庭からの生活排水が未処理のまま農業用排水路に流入し、生活排水に含まれる窒素、リン等の栄養塩類による農業用排水の富栄養化が引き起こされている。

このため、本地区集落内の水路において汚水の滞留による悪臭が発生するなど生活環境に悪影響を及ぼすとともに、汚濁した排水は、一級河川五百川に放流され、下流域の水質や自然環境に対しても悪影響を及ぼしている。

また、平成十八年三月に本地区で実施した水質調査において、水稲用水質基準(昭和四十五年農林省公害研究会)、農業用水に係る環境基準(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)の定める生物化学的酸素要求量(BOD)基準 $8\text{mg}/\ell$ 以下に対して $23\text{mg}/\ell$ 、化学的酸素要求量(COD)基準 $6\text{mg}/\ell$ 以下に対して $20\text{mg}/\ell$ 、全窒素濃度(T-N)基準 $1\text{mg}/\ell$ 以下に対して $4\text{mg}/\ell$ という基準を上回る汚濁が測定されており、農業用水の水質悪化により水稲の過繁茂や倒伏などが発生し、営農効率が低下するなど、本地区の基幹産業である農業生産に支障をきたしている。

本件事業は、このような現状に対応するため、本地区に生活雑排水及びし尿を処理する統合処理施設を建設するものであり、本件事業の完成により住民の健康

で快適な生活環境の確保、一級河川五百川下流域の水質及び環境の保全、良好な農業生産基盤の確保を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成十九年十一月に任意で実施した調査によると、本件事業地周辺地域においてレッドデータブックふくしまに準絶滅危惧として掲載されているイモリの生息情報が確認されているが、起業者は工事箇所から水路、河川等への濁水の流入を防止するなど、イモリの生息する水辺環境を保全するための適切な対策を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、本地区内に三つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、住民生活に与える影響が少ないこと、事業費が安価であることなど、社会的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三の(一)で述べたとおり、「郡山市第四次総合計画 後期基本計画」における下水道整備に係る基本指標である平成二十一年度の汚水処理人口普及率九十％を達成するため、汚水処理施設の整備推進に努める必要がある。

また、本地区は、家庭からの生活排水が未処理のまま農業用排水路に流入していることから、生活環境及び農業生産に悪影響を及ぼすとともに、一級河川五百川下流域の水質や自然環境に対しても悪影響を及ぼしている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

る。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

郡山市役所下水道建設課

(土木総務領域用地グループ)

福島県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成二十年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	喜多方市山都町相川字 早鳥下甲二〇九番一 地先から		七・〇	一一七・〇
	同 市山都町相川字 妙見甲二〇七七番地先 まで		一〇・〇	一一七・〇
	同 市山都町相川字 早鳥居甲二三五九番地 先から		三・五	四二・〇
	同 市山都町相川字 早鳥居甲二三五七番地 先まで		一一・〇	四二・〇
	同 市山都町相川字 早鳥居甲二三六一番地 先から	変更前	六・〇	一一〇・〇
	同 市山都町相川字 早鳥甲二八八〇番六地 先まで		一七・〇	一一〇・〇

一般国道 四五九号	同 市山都町相川字 横峯甲二八七九番一 地先から 同 市山都町相川字 横峯甲二八七九番一 地先まで		九・〇 一七・〇	一六二・〇
	喜多方市山都町相川字 早鳥下甲二〇九九番一 地先から 同 市山都町相川字 妙見甲二〇七七番地 先まで		八・〇 二七・五	一一五・〇
	同 市山都町相川字 早鳥居甲二三五九番地 先から 同 市山都町相川字 早鳥居甲二三五七番地 先まで	変更後	一一・〇 三〇・〇	三八・〇
	同 市山都町相川字 早鳥甲二八八〇番六地 先まで		九・〇 二四・〇	一一〇・〇
	同 市山都町相川字 横峯甲二八七九番一 地先から 同 市山都町相川字 横峯甲二八七九番一 地先まで		一〇・〇 三三・〇	一五八・五

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大野 停車場大 川原線	双葉郡大熊町大字大川 原字西平一八八番一 地先から 同 郡同 町大字大川 原字西平一二〇四番一 地先まで	変更前	A 一三・四 一六・四	一五五・〇
		変更後	A 一三・四 一六・四 B 八・〇	一五五・〇 一八〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成二十年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
一般国道四五九号	喜多方市山都町相川字早鳥下甲二〇九九番一 地先から	平成二〇年 二月二二日
	同 市山都町相川字妙見甲二〇七七番地先 まで	
	同 市山都町相川字早鳥居甲二三五九番地 先から	
	同 市山都町相川字早鳥居甲二三五七番地 先まで	
	同 市山都町相川字早鳥居甲二三六一番地 先から	
	同 市山都町相川字早鳥甲二八八〇番六地 先まで	
同 市山都町相川字横峯甲二八七九番一 地先から		

〒 市山部町相川字横峯甲二八七九番一地
先号で

(質疑調査委員会グループ)

公 告

公告第77号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成20年2月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について都道府県知事の登録を受けていること又は平成20年4月1日に当該登録を受けていることが確実であること。
 - イ ビル管理法第12条の2第1項第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること又は平成20年4月1日に当該登録を受けていることが確実であること。
 - ウ ビル管理法第2条に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成17年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書及び2の(2)に掲げる資

格を有することを証明する書面を次に掲げる場所に提出し、当該資格の確認の申請をする。なお、平成20年3月7日午後5時30分までに申請を行わなかったときには、当該入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財領域施設管理グループ
電話024-521-7080

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日午後1時30分 福島県庁本庁舎5階正庁（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日午後5時30分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1Set

- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 24 March 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30p.m., 19 March 2008
- (4) Contact point for the notice : Prefectural Building Management Section, Facilities Management Group Archives&Property Management Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7080

(文書管理領域施設管理グループ)

公告第七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設敬愛シニアガーンデン卸町	福島市鎌田字卸町八番地一	医療法人社団敬愛会	福島市太平寺字兒子塚三六番地	平成二〇年二月五日

(生活福祉領域高齢保健福祉グループ)

公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、天王台地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は平成十八年十一月七日完了したので公告する。

平成二十年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県教育委員会教育長

公告第一号

福島県立学校給食業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年二月十二日

福島県教育委員会教育長 野地 陽一

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県立学校給食業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 4 履行場所 福島県立福島中央高等学校、福島県立会津学鳳中学校、福島県立盲学校、福島県立聾学校、福島県立郡山養護学校、福島県立あぶくま養護学校、福島県立石川養護学校、福島県立会津養護学校、福島県立平養護学校及び福島県立いわき養護学校(全十校)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 平成十九年四月一日以降に食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- 5 一の4に掲げる各履行場所に調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)に規定する調理師の資格を有している者を一名以上の1に掲げる業務に従事させることができる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、学校給食業務委託一般競争入札参加資格確認申請書に二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成二十年二月十二日(火)から同月二十九日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六八八 福島市杉妻町二一六
福島県教育庁教育指導領域健康教育グループ
電話〇二四一五二一七七九二

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、平成二十年二月二十九日(金)午後五時まで必着とする。

- 4 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十年三月二十一日(金)午前十時三十分

- 3 入札及び開札の場所 福島県庁西庁舎三〇一会議室（福島市杉妻町二一六）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金
 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項第二号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効
 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力
 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他
 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 3 契約書作成の要否 要
 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（教育指導領域健康教育グループ）

正 誤

ページ	段	行
		誤
		正

○平成十九年十月三十日付け号外第七十三号中

一 下 二 上

労働委員会事務局	13	(0)	12	(0)	12	(0)	0	(0)
----------	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----

海区漁業調整委員会事務局	6	(0)	6	(0)	6	(0)	0	(0)
--------------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

合 計	30,204 (71)	28,638 (56)	28,213 (61)	△425 (5)
法人化分除き	28,874 (68)			

労働委員会事務局	13	(0)	13	(0)	13	(0)	0	(0)
----------	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----

海区漁業調整委員会事務局	6	(0)	6	(0)	6	(0)	0	(0)
--------------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

合 計	30,204 (71)	28,639 (56)	28,214 (61)	△424 (5)
法人化分除き	28,874 (68)			

二 上 後ろか
四

医 療 職	102	133	51	30	66	85	181
技能労働職	0 (1)	18	2 (12)	19	5	2	26 (4)

医 療 職	102	133	51	30	66	85	181
	0		2			2	

				技能研修職
		(1)	18	
		(2)	19	
			5	
		(4)		
			26	